

しまねUIターンテレワーク支援事業

県外の方が島根でテレワークをするために必要な通信費等を支援します。

事業概要

(1) 対象者

現在、島根県外に居住しており、今後、島根県内に居住しテレワークにより業務を行う以下の方

①テレワークにより勤務先の業務を行う県外企業の従業者(法人、個人いずれの申請も可能)

②県外事業者とテレワークにより事業を行う個人事業者(個人申請のみ)

※①は従事企業または企業従事者個人どちらかへの助成、②は個人への助成になります。

※交付申請日から3か月前に島根県外に居住している方に限ります。

※また、前年度において補助金の交付を受けた方で当該年度においても交付対象事業を実施される場合は、

当該年度において再度申請し交付決定を受けた方に限り、対象者となります。詳しくは下記問い合わせ先へご確認ください。

(2) 対象期間、対象経費及び助成額

①対象期間(最長12か月)

・島根県内に居住し、交付決定日以降に発生した経費

②対象経費及び助成額

補助対象経費	助成額の上限	備考
①作業環境整備費 (PC、プリンター、宅内LAN配線工事、机等)	100,000円	専らテレワークの用に供するものに限る
②通信環境整備費(回線工事費、契約料)	80,000円	—
③通信費(回線使用料)	5,000/月	・交付決定から12ヵ月支払分までが補助対象
④シェアオフィス使用料	25,000/月	・交付決定から12ヵ月支払分までが補助対象
⑤出張交通費	50,000/月	・交付決定から12ヵ月支払分までが補助対象

(3) 要件等

・事業実施期間の日数の2分の1以上県内に居住し、テレワークによる勤務をすること。

・申請時に住民票や賃貸契約書等県内にいることを証明する書類や、テレワークをしていることが分かる書類を添付。

問い合わせ先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県地域振興部しまね暮らし推進課
電話 0852-22-6157 メール shimanegurashi@pref.shimane.lg.jp